

伊東市観光プロモーション事業

プロポーザル実施要領

【目次】

1. 主旨	1
2. 事業概要	1
3. 委託限度額	2
4. 参加資格	2
5. 質問の受付及び回答	2
6. 提案書等の作成及び提出等	3
7. 提案者プレゼンテーションの実施	3
8. 審査方法	4
9. 審査基準及び配点	4
10. 日程	5
11. 失格条項	5
12. 委託業務の契約	6
13. その他留意事項	6
14. 参考資料	7
15. 担当部署	7

令和6年3月25日

伊東市役所観光経済部観光課

伊東市観光プロモーション事業 プロポーザル実施要領

1. 主旨

本プロポーザル実施要領は、伊東市観光プロモーション事業について、最適な者を選定するための手続に関し必要な事項を定めるものです。

2. 事業概要

(1) 事業名

伊東市観光プロモーション事業（以下「プロモーション事業」という。）

(2) 目的

全国有数の湧出量をもつ温泉地であり、伊東八景などの地域資源にも恵まれた本市への観光客の新規来訪及びリピート率の向上を図るため、宿泊施設への誘客対策とともに、中長期的にも来訪を見込める恒常的な仕組みの構築、「選ばれる観光地」となるための本質的な価値の向上を目指し、令和元年度から本事業を実施しております。

しかしながら、上記期間において世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響もあり、市民や観光事業者と意識共有を図るためのインナーブランディングの取組については、「伊東市観光ブランドブック」を作成しましたが、観光地「伊東」をPRするための核となる具体的なイメージづくりや対外的なプロモーションやキャンペーンについては進捗が遅れております。

このことから、令和6年度における本事業においては、観光地「伊東」としての具体的なイメージづくりを推進するとともに、そのイメージを活用して本市の認知度向上を図り、実際に本市に訪れていただけるような効果的な施策の企画・立案を目的としております。

(3) 業務内容（詳細は、「仕様書」（別紙2）を参照してください。）

- ① 中長期的に観光客への訴求力を高めるための市全体で統一感を持った観光地「伊東」としての具体的なイメージづくり
- ② ①で生まれたイメージを対外的に効率よく効果的に発信し、実際に本市に訪れてもらうためのプロモーション等の企画・立案
※実施については、令和7年度を想定しております。
- ③ 「伊東市観光ブランドブック」及び①で生まれたイメージを市民・観光事業者等と共有するためのインナーブランディング業務

(4) 実施期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3. 委託限度額

5, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4. 参加資格

特に記載のある他は、参加表明書の受付時に次の条件を満たす者でなければなりません。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本事業にかかる公募の日から契約締結の日までの間に、本市又は他の自治体において、指名停止を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (7) 個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク、ISO27001等の情報セキュリティ関連認証取得、社内での情報セキュリティ方針の策定等）を講じていること。
- (8) 業務について、十分な業務遂行能力と、本市又は他の自治体において、本業務と類似の業務の受託実績（成果）を有する者であること。
- (9) 令和5年度・6年度伊東市（物品・役務）入札参加資格登録業者に登録されていること。
登録されていない場合は、伊東市公式ホームページにて、登録に必要な書類を確認し、伊東市役所総務部庶務課契約検査係へ提出すること。

5. 質問の受付及び回答

実施要領等の内容について次により質問を受け付けます。

(1) 受付期間

令和6年3月25日(月)～令和6年4月5日(金)正午まで

(2) 提出方法

質問書^{様式1}により作成の上、事務局（伊東市役所観光経済部観光課）へEメール又はFAXにより提出するものとします。なお、提出後事務局へ電話により着信等の確認をしてください。

(3) 質問に対する回答

上記の質問に対する回答については、令和6年4月10日(水)に市のホームページで公表します。

6. 提案書等の作成及び提出等

(1) 応募提案数

応募は、応募者1者につき1提案とします。

(2) 実施要領等の配布

令和6年3月25日(月)から実施要領を伊東市のホームページに掲載します。

様式は、必要に応じダウンロードして使用してください。

(3) 作成要領

伊東市観光プロモーション事業プロポーザルに関する企画提案書等作成要領^{別紙1}(以下「作成要領」という。)を参照してください。

(4) 企画提案書等の受付

①受付期間

令和6年3月25日(月)～令和6年4月26日(金)午後5時まで

②提出書類及び提出部数

作成要領に記載の参加表明書(様式2)、誓約書(様式3)、会社概要(様式4)、業務実績書(様式5)を作成し、様式2及び様式3は各1部、様式4、様式5、企画提案書(様式6及び任意様式)、見積書(任意様式)、スケジュール(様式7)については各10部提出してください。なお、提出書類の内容が後記11の失格条項に該当することを確認した場合は、その段階で失格条項を明示し通知をします。

③提出先

事務局：伊東市役所観光経済部観光課

〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号

④提出方法

ア 持参、郵送又は宅配とします。(持参する場合は平日午前9時から午後5時までに限ります。)

イ 郵送の場合は書留とし、締切日の消印があるものまで有効とします。宅配の場合は締切日必着とします。

ウ 郵送又は宅配の場合は、封筒に「プロポーザル企画提案書等在中」と朱書し、受領書送付用として宛名を明記し82円切手を貼付した長3の封筒を同封してください。

7. 提案者プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおり提案者プレゼンテーションを行います。

(1) 実施日時(予定)

令和6年5月7日(火) ※詳細については別途通知します。

- (2) 実施場所は別途通知します。
- (3) 出席者は3名以内とします。
- (4) プレゼンテーションは、1者当たりの説明時間を質疑を含め概ね40分程度を予定していますが、詳細については別途通知します。

なお、説明は、企画提案書等の記載内容を逸脱しないものとしてください。プロジェクターの使用は可能です。提出した資料の説明用画面等として使用してください。パソコンは提案者側で用意してください。プロジェクター及びスクリーンは市で用意します。

8. 審査方法

(1) プロポーザルの審査

提出された書類の審査及び提案者プレゼンテーションを行い、伊東市観光プロモーション事業審査会（仮称）において、下記9で示す審査基準に基づいて採点した結果、評価が最も高い応募者から第一契約候補者、次点契約候補者を市が選定します。

なお、応募多数の際には、プレゼンテーション前に書類審査を実施する場合があります。書類審査を実施する際にはその旨を事務局より連絡させていただきます。

また、プレゼンテーション審査の結果、一定の基準に満たない場合は契約候補者として選考しない場合があります。

(2) 審査結果の通知

選定の結果については、令和6年5月10日（金）（予定）に応募者に通知するほか、市のホームページで公表します。（応募及び審査状況により変更となる場合があります。）

9. 審査基準及び配点

審査項目及び配点は、次のとおりとします。（250点満点）

審査項目	評価採点基準	評点
(A) 基本コンセプトの設定	① 基本コンセプト及びターゲットが的確に設定されているか。(15点) ② ①の根拠が具体的なデータ等に基づき示されているか。(15点) ③ ①が中長期的に本市への来訪が見込まれる恒常的な仕組みを構築するための提案となっているか。(15点) ④ 第4次伊東市観光基本計画と親和性の高い提案となっているか。(15点) ⑤ その他、効果的な独自提案がなされているか。(10点)	70点
(B) 戦略的な情報発信の企画・立案	① (A)で設定したコンセプトに沿った提案（手段やスケジュール）であるか。(15点) ② (A)で設定したターゲットに効果的な情報発信手段となっているか。(15点) ③ 中長期的な本市への来訪を目的とした情報発信となっているか。(15点) ④ ニュース性を高める工夫がされているか。(10点)	95点

	⑤ コミュニケーションツールの組み合わせは的確か。 (特定のメディアへの偏りがいないか) (10点) ⑥ 効果検証する仕組みが構築されているか。 (10点) ⑦ フィードバックする仕組みが構築されているか。 (10点) ⑧ その他、効果的な独自提案がなされているか。 (10点)	
(C) インナーブランディング業務	① 伊東市観光ブランドブックの効果的な活用方法案となっているか。 (20点) ② (A)で設定した基本コンセプト及びターゲットを市民・観光事業者等と共通の認識を得るためのプロセスが示されているか。 (20点)	40点
(D) 請負体制の充実	① 業務遂行を行う体制(人材)及び人員の確保ができて いるか。 (10点) ② 本業務と類似の業務実績(成果)を有している者が 担当者として置かれ、責任者が明確になっているか。 (10点)	20点
(E) 企画全体の構成	① 提案プロモーション全体の構成が合理的かつ効果的とな っているか。 (15点)	15点
(F) 事業費に関すること	① 事業に係る経費が効率的に使われているか。 (10点)	10点

10. 日程

- | | |
|----------------------|---------------------------------|
| (1) 実施要領の公表 | 令和6年3月25日(月) |
| (2) 質問書の受付締切 | 令和6年4月5日(金) 正午まで |
| (3) 質問書の回答 | 令和6年4月10日(水) |
| (4) 参加表明書の提出期間 | 令和6年3月25日(月)
～4月26日(金)午後5時まで |
| (5) 企画提案書提出期間 | 令和6年3月25日(月)
～4月26日(金)午後5時まで |
| (6) 提案者プレゼンテーション(予定) | 令和6年5月7日(火) |
| (7) 審査結果の公表(予定) | 令和6年5月10日(金) |
| (8) 契約締結(予定) | 令和6年5月15日(水) |

11. 失格条項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限が本要項に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が本要項に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) プロポーザルの手続の過程で、前記4の規定に抵触することが明らかになったとき。
- (6) 書類に虚偽の記載があったとき。
- (7) 応募者がプレゼンテーションに出席しないとき。
- (8) 価格見積書の金額が、前記3に示した価格を超過しているとき。

1 2. 委託業務の契約

- (1) 市は、最も評価が高い者を本事業業務委託の契約候補者として、契約締結交渉を行うものとし、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとし、なお、契約の際には改めて見積書を提出するものとし、
- (2) 契約候補者が前記1 1の失格条項に該当すると認められた場合、又は市と業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとし、
- (3) 選定後、前記4の参加資格の要件を満たさなくなった場合、取組体制が変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがあります。
- (4) 委託期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までを予定しています。

1 3. その他留意事項

- (1) 提出後の記載内容の追加、修正及び再提出はできないものとし、
- (2) 提出書類は返却しません。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明、プレゼンテーション等にかかる費用は、提出者の負担とします。
- (4) 書類記入に当たって使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。
- (5) 審査結果の評価が最も高い候補者の企画提案書は、公表する場合があります。また、市は、本プロポーザルに関する公表を行う場合及び市が必要と認める場合に、企画提案書が無償で使用できるものとし、企画提案書に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくものとし、
- (6) 本プロポーザルのために市より受領した資料は、市の了解なく公表、使用することはできません。
- (7) プロポーザル参加表明後に、辞退される場合は、プロポーザル参加辞退届(様式8)を提出してください。
- (8) 提出書類の詳細は、作成要領(別紙1)をご覧ください。

14. 参考資料

(1) 伊東市観光ブランドブック

当該資料につきましては、伊東市観光ホームページにて公開しております。

https://itospa.com/feature/detail_200.html

(2) 伊東市観光消費動向等調査

令和3年度、令和4年度の伊東市観光消費動向等調査報告書（令和4年度より調査名が「伊東市観光消費動向調査」に変更になりました。）を伊東市ホームページにて公開しております。

なお、本事業における令和5年度の報告書は、公開は4月初旬を予定しております。

<https://www.city.ito.shizuoka.jp/gyosei/soshikikarasagasu/kankoka/shisei.joho/878.html>

(3) 第4次伊東市観光基本計画

当該資料につきましては、伊東市ホームページにて公開しております。

<https://www.city.ito.shizuoka.jp/gyosei/soshikikarasagasu/kankoka/shisei.joho/836.html>

15. 担当部署（問い合わせ先）

〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号

伊東市役所観光経済部観光課（担当）飯田

TEL：0557-32-1711（直通）

FAX：0557-38-2867

E-mail：kankou@city.ito.shizuoka.jp